

# 琉球大学学術リポジトリ

## 「未年怪我帳」：その翻刻と二・三の考察

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2007-04-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 里井, 洋一, Satoi, Yoichi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/319">http://hdl.handle.net/20.500.12000/319</a>

# 「 未 年 怪 我 帳 」

— その翻刻と二・三の考察 —

里 井 洋 一

A Study of 'Hitsujidosi Kegacho'

Youichi Sato

## Summary

'Hitsujidosi Kegacho' is important historical matterrial for studying society and life in Yaeyama Islands of the pre modern age. Not only we can investigate accident the disaster at sea, hanging and fire but also people strugle in society. Therefore entive 'Hitsujidosi Kegacho' is reproduced here and problems of mentioned above are addressed. Besides I discovered for the first time that these recorded accidents occurred from 1827 to 1879.

---

Dept. of Social Sciences, Coll. of Educ; Univ. of the Ryukyus.

# 「未年怪我帳」

## —その翻刻と二・三の考察—

里井洋一

### 一、凡例・および目録

#### (1) 凡例

一、本史料は喜舎場永珣氏が収拾した文書の一つ「未年怪我帳」を翻刻したものである。

一、翻刻にあたっては沖縄県立図書館の印影本のコピーを用いて行い、判読不可能な部分は琉球大学図書館陰影本と照合した。

一、原史料の体裁をとどめるように努力したが、翻刻の都合上以下の変更をくわえた。

① 旧漢字は原則として新漢字を用い、それにはないものは正字体を用いた。異体字略字等は略正字に改めた。

但し次の異体字・俗字は残した。

ノ(して)、ム(より)、暖(抜い)、江(え)、井(ならび)、  
茂(も)

② 翻刻にあたって、読点(、)と並列点(・)とを加えた。

③ 明らかに誤字とおもわれる字句は訂正を加えた。

④ 判読しがたく字数が判明する個所は□□、不明個所は□□

#### (2) 目録

□□とした。

⑤ 文書一つ一つにアラビア数字で一連の通し番号を付した。  
⑥ その他、内容を損なわない範囲で編集の都合上変更を加えてある。

1 亥四月七日報告(以下日付は報告日を表す) 小浜村 絵死 惣横

目の添書付

2 亥十月 登野城村 火事

3 亥二月 西表村内船浮村の慶田城筑登之(04)、正月酒乱の後絵死、

惣横目の添書付

4 亥十月 宮古島真栄里村のかまと漂着後小浜村で口持、逃走後病死

5 亥五月 南風見村大野浜に女の死体揚がる

6 亥二月五日 白保村通事やいなおつ(48)乱気のためか絵死

7 午八月十三日 古見村あさいやいしや(56)干瀬にて溺死

8 午八月廿日 鳩間与人と従者、鳩間島へ行く途中赤離にて水舟とな

り溺死

9 未八月廿九日 登野城村百姓平田筑登之家から出火、波照間にや宅

- 類焼
- 10 未十月十日 西表村村番所火事
- 11 申三月廿四日 大浜村祖平やつくり(16)・おた(13)兄弟、高田干瀬にて魚取、風波強く溺死
- 12 申九月十八日 宮良村村番所火事
- 13 申十月廿八日 平得村翁長にやの家火事、翁長老体と熱病の為焼死
- 14 申十一月廿一日 竹富村仲里や赤頭新里にや、地元の干瀬で魚取、風波荒水舟、溺死
- 15 申十一月十四日 親兄弟なく独り立ちの真栄里村番所番人おた、逃走後榎海村にて死亡
- 16 申十二月廿日 真栄里村袖山筆者新城にや、大川村自宅から怪我火、隣近所三軒類焼
- 17 申十一月 竹富村大泊浜へ仲間村袖山筆者娘死骸揚がる。同舟の二人行方不明
- 18 石垣村新本やの下人男かな(11)夜中不明となり大川村番所前浜で溺死
- 19 酉四月 波照間村二反帆舟、鹿川山へ飯米届け、帰り水舟、加子四人行方不明
- 20 酉八月廿七日 竹富村の人黒島に渡り、仲間村のけさとくり舟で漁に出たが行方不明
- 21 酉十二月十六日 石垣村内原や波照間筑登之男子ミやく(27)、家を保てず縊死
- 22 戌八月 白保村宮平やこら(13)白保東之干瀬で魚取、満潮の為引
- 23 戌閏四月朔日 三人の男四月廿九日の嵐で溺死。小浜村より報告
- 24 亥八月十九日 大浜にや親廻りの肝煎りとして南風見村から西表村へ行く途中の友利崎沖で水舟、溺死
- 25 二月□□日 野底村のひなま(47)、前の干瀬で魚取、満潮に逢い溺死
- 26 卯二月十九日 小浜村前嘉屋真やかなし(34)、時々気違いに二月四日縊死
- 27 卯四月六日 古見村の漁垣の魚をぬすんだ新城村やまり、新城村への護送舟帰り水舟乗合三人溺死
- 28 卯七月十二日 登野城村ひなりやとまの家、怪我火にて焼失
- 29 午七月廿九日 大川村会所焼失
- 30 酉二月十四日 石垣紙漉方紙千家焼失
- 31 戌四月三日 仲間村居住黒島にや次男龜十(11)仲間川渡し舟が水舟となり溺死
- 32 戌 月十二日 在番筆者高原親雲上移宿焼失、川平目差家内まで類火
- 33 戌二月二日 平得村長浜やさんた正気無き者で、預かり主から逃走、から原藪山で縊死
- 34 亥十二月廿日 石垣村名蔵やよりや正気無き者で、薪木取りに出たが、もい若山で縊死
- 35 丑正月廿九日 宮良村居住波照間にや家より出火、波照間老体と病気の為焼死

- 36 丑四月 松本やかいた(31)、牧場の牛追いの途中落雪乗馬とも死亡、花城与人等より報告
- 37 寅二月 宮良村居住の樽兼(3)、猪遊びで手足を結ばれ、放置され死亡
- 38 寅二月廿日 竹富村のかな・みつき雨願で黒島へ、帰る時水舟となり行方不明
- 39 寅八月廿九日 真栄里村番所出火、村筑桃原やたら、番所より米盗み逃走
- 40 寅九月廿五日 崎枝村居住崎枝にや、新川村ハンナ原で死去と惣横目報告
- 41 寅九月 西表村内舟浮村与頭宮城にや家より出火、囲米及び隣近所五軒類焼
- 42 寅十一月廿一日 登野城村長間やみいか抱人つら、逃走後盗み発覚、再逃走後縊死
- 43 卯正月廿一日 新城村まもな耕作後原屋へ帰る途中、追われ猪に出会い帰島後死亡
- 44 卯二月 崎枝村やまた、小与座から引き渡され宿から逃走、宮良村番所近辺で死去
- 45 卯八月二日 新川村大浜にや、白保村へ行く途中宮良村後表出口で病死
- 46 卯十一月 高那村まわつ・ふうさ母子南風見村からの帰途、母は仲間、子は古見で熱病死
- 47 卯十二月十四日 崎枝村屋良部浜に二十才位の死体寄せ揚がる、惣横目添書付
- 48 小浜村花城やまつ・長間やまつ、くり舟で石垣へ、その日帰ったが小浜未到
- 49 辰正月十三日 上原村で住家出火、なひ(40)のみ焼死
- 50 小浜村平西や平西筑登之熱病 以下欠落
- 51 九月三日 小浜村いな、よちん津口の濡敷潜取、満潮後水舟となり行方不明
- 52 巳十一月十一日 新川村黒島にや(42)、妻死亡・癩重病の為自宅で縊死
- 53 巳十一月廿一日 鳩間村大若やませ、よなら海で風廻にあい水舟溺死
- 54 午三月十八日 高那村兼盛やちい(36)、くり舟で御用布等届けた帰り風廻で行方不明
- 55 午三月廿一日 古見村奉公人不録払一件について石垣にや・山里にや石垣の帰り風廻で水舟、行方不明
- 56 午四月十五日 大川在住城間やこや(59)、一人娘死亡後気違、後縊死、惣横目添書付
- 57 午五月十九日 竹富村やまた(55)、気違い・上納難弁のためか縊死、惣横目添書付
- 58 未十二月 新城村島中や男なひ(19)、小与座の材木伐採積入、村へ帰る途中風廻、海に落ち溺死
- 59 申三月 新川村まつ(48)・やまた(35)、崎枝前東崎で御物用いりこ取、水舟となり溺死

- 60 申六月廿八日 宮良村川渡し番人池原やかな(44)、よな木の木に  
おさえられ、面・胸ただれ失命
- 61 西三月廿七日 西表村大宿やそら、御物積登りの帰り、与那良千瀬で  
水舟、行方不明
- 62 西五月 小浜村嵩原やよりや石垣より帰村途中の竹富村西宇良千瀬  
で水舟、行方不明
- 63 戊五月三日 竹富村前元やかな、伝間舟の代舟くり舟の加子、石垣  
への途中水舟、溺死
- 64 亥二月 西表村すか・こんつ、おない崎からの帰り祖納津口で、風  
廻水舟、溺死
- 65 亥三月 上原村学校所の勤めや家業を疎かにし追及された与那国に  
や、縊死
- 66 亥四月廿二日 耕作に出た白保村嘉弥真や平田にや、おやけ原浜で  
溺死、死体で発見
- 67 亥六月 小浜村島袋やこら(42)、熱病頭痛等で看病されていたが  
よくなってきたのに縊死
- 68 子八月廿九日 宮良村こいた・小そ、御用布調屋の材木を運ぶ途中、  
盛山村東表で波荒、溺死
- 69 子十月 高那村田盛やけさ家より出火、三家内・囲米・染かな等類  
焼
- 70 丑五月十八日 平得村いした、稲盗み捕まり、妻おなり離別、おな  
り家にて縊死
- 71 丑閏五月廿二日 川平村赤頭で田ふさの野底にや、野底に収穫に出  
かけ途中縊死
- 72 丑閏五月 白保村の流刑人永山、魚取で海にでたが戻らず、竿原浜  
に溺死体揚がる
- 73 丑閏五月廿六日 登野城村島仲やまつ、稲束をつんだ牛をおいか  
け海に入り溺死
- 74 丑六月廿七日 新城村耕作筆者大浜にや、四反帆船乗船、黒島西表  
で水舟、行方不明
- 75 丑八月十五日 流人神谷筑登之、住む家無く乞食をし、遂に大川村  
で道倒死
- 76 巳九月廿二日 大川村通事ややま、病氣、時々正気で無く、家人農  
作業中に家で縊死
- 77 丑十月八日 流人当野里、乞食として渡世、石垣村浦原やで倒れ、  
死
- 78 丑十一月 西表村大屋まつ、浦田の畦修理中、崖崩れ、失命
- 79 寅二月 平久保村つりや、正月から正気なく田畑を行き来、縊死
- 80 寅三月 崎山村慶田城やまあな、西表へ飯料をもちかえる途中浜崎  
で水舟、溺死
- 81 寅七月十八日 大川村いした、家を飛び出し、宮良村前の海で溺死、  
惣横目添書付
- 82 卯正月十七日 去年二月行方不明になった黒島村ひよりや(20)の  
諸上納物の死払要求
- 83 卯四月十一日 宮良村宮良やさもや、火事手伝いの後、手足洗いに  
行った海で溺死

- 84 卯八月十六日 登野城村小那覇やこいち(17)、糸数前の干瀬で溺死
- 85 卯九月十九日 西表村杣山筆者賄女まいつ(35)とその娘(13)、大浜ひたで水舟、溺死
- 86 巳二月廿日 平得村安里やまつ(9)、騎馬で川を渡り洪水に流され溺死
- 87 巳二月八日 鳩間村かな・みやく、出作の合間に鳩間島に帰る途中風廻、水舟、溺死
- 88 巳正月十九日 波照間村六反帆舟鹿川で完成の帰り、くり舟に乗った四人行方不明
- 89 伊原間村桃里やふくり、正気なく片輪にて、屋敷囲後の桑の木で縊死
- 90 未四月廿五日 与那良海峡を渡海した三人乗くり舟、風波強く水舟、一人溺死
- 91 酉八月廿八日 新川村古見にや、石垣への途中竹富村西表で水舟となり行方不明
- 92 戌六月 石垣村まわつ、加子の旅妻となり新垣船乗船、大風吹、船破損、溺死
- 93 戌六月 平得村まふし、水主の旅妻となり新垣船乗船、大風吹、船破損、溺死
- 94 戌六月十六日 大浜村さかや(28)、滞在御国人の旅妻となり石垣浜小屋住、大風で引流、溺死
- 95 亥六月十日 滞在御国人の旅妻大浜村こや(27)、真栄里村後表の

道筋で雷にあい死亡

- 96 亥十一月 白保村大道やいした、東飯屋普請下遣人で米一俵もち登野城で倒れ後死亡

- 97 子七月廿五日 竹富村慶田盛やあかまれ(37)、上原から稲束を運ぶ途中風雨猛、行方不明

- 98 子七月 西表村上亀や女まふさ、上原からあかまれのくり舟に乗り行方不明

- 99 寅八月十日 竹富村前泊やかな、持で仲筋村に居住、川平村けは港で溺死

## 二、考察

### (1) はじめに

この「未年怪我帳」は、八重山近世末の事故事件簿である。私は以前に『地域と文化第40・41合併号』(一九八七年)の中の「史料紹介『未年怪我帳』」にみる西表島の記事」でその一部を紹介した。その後、西表をほりおこす会でこの「未年怪我帳」の講読研究会をもち読みつづけ、地域から史料をみる中から多くの新しい事実や発見がなされ、その成果の一部は『地域と文化第48号』(一九八八年)「安溪遊地氏よりの便り」の中でも紹介した。そして今回は「未年怪我帳」の全文を翻刻紹介する。

### (2) 怪我帳とは

怪我帳の「怪我」とは何を意味するだろうか。小学館「日本国語大辞

典」には「思いがけない事態」とある。この史料の中には…「殊の外」とか「驚入」とかという言葉がよくでてくる。日常性をやぶる思いがけない事態が怪我という言葉なのである。本史料で「怪我」という言葉は怪我火といういい方で登場する。用例からすると過失火という程の意味である。

これらの事と、史料にあらわれる火事、縊死、溺死などから考えると人間が意図しなかった思いがけない事件が「怪我」であり、その事件集が「怪我帳」と言えよう。従って人間が意図的におこなう犯罪はまったく含まれないのである。

### (3) 「未年怪我帳」の年代

では、この「未年怪我帳」の各事件はいつのものであろうか。表題の「未年怪我帳」の未年には余り意味がないようである。表題は写真板を取るとき付されたものようであるからだ。この史料は目録でわかるように干支があるだけで年代が無い。では絶対年代はわからないのであろうか。

次の5点から絶対年代をうかがうことができる。

① 『道光七年丁亥年科人手形写并与那国島より 写 小与座』という史料がある。(注1)

この史料には番号5と全く同じ事件が出てくる。番号5の史料では南風見の大野浜に女性の死体が寄せ揚がりその報告が遅れたとあるのだが、この小与座の史料ではその遅れた事に対して南風見の小横目が枷掛けの上日晒し1日の刑が課せられている。日付は

亥年七月となっている。したがって番号5は道光七年亥年、すなわち一八二七年ということになる。そのようにみえてくると番号1〜6は同じ亥年。この「未年怪我帳」は一八二七年に始まるということがわかる。

② 番号21の後に道光十八年(一八三八)とあることから、その後の戌年の22〜23番が道光十八年戌年と類推できる。また番号23では閏四月が登場する。戌年で四月が閏月になる年は、ほとんどない。したがって近世末の閏四月のある丑年を調べてみると一八三八年ということになる。(注2)したがって22〜23は一八三八年に間違いないといえよう。

③ 32番では在番筆者高原親雲上が登場する。高原は道光二十八(一八四八)申年の赴任、三十(一八五〇)戌年の転出だから、(注3) 32番の戌年は一八五〇年ということになる。

④ 番号71〜73番では丑閏五月が登場する。したがって②のように調べてみると一八六五年ということになる。

⑤ 番号95番の事件が「球陽」(注4)に登場する。「球陽」では「本年、雷、八重山島の真栄里・平得両村の境路に震ふ。」とありその後一人が命を失い、一人が傷をしたとある。番号95で真栄里村後表の道に雷が落ち、平得村の者が報告し、しかも旅妻こやが死亡し、夫滞在国人知念筑登之が怪我をしているから同じ事件とみなしていいであろう。本年とは「球陽」では尚奏王二十八年亥年の事件だから番号95の亥年は一八七五年ということになる。

以上①〜⑤から、番号1〜99までは年代順にならんでいることが類推



できる。番号順に年代を推定していけば次のようになる。○印は前述した根拠のあるものを示している。

1～6番	亥年	一八二七年①
7～8番	午年	三四年
9～10番	未年	三五年
11～17番	申年	三六年
19～21番	酉年	三七年
22～23番	戌年	一八三八年②
24番	亥年	三九年
26～28番	卯年	四三年
29番	午年	四六年
30番	酉年	四九年
31～33番	戌年	一八五〇年③
34番	亥年	五一年
35～36番	丑年	五三年
37～42番	寅年	五四年
43～47番	卯年	五五年
49番	辰年	五六年
52～53番	巳年	五七年
54～57番	午年	五八年
58番	未年	五九年
59～60番	申年	六〇年
61～62番	酉年	六一年

63番	戌年	六二年
64～67番	亥年	六三年
68～69番	子年	六四年
70～75番	丑年	一八六五年④
76番	巳年	?
77～78番	丑年	六五年
79～81番	寅年	六六年
84～85番	卯年	六七年
86～88番	巳年	六九年
90番	未年	七一年
91番	酉年	七三年
92～94番	戌年	七四年
95～96番	亥年	一八七五年⑤
97～98番	子年	七六年
99番	寅年	七九年

(3) 文書の形式  
怪我帳の文書形式は基本的に次のようになっていいる。

① 怪我人
② 事件の流れ
③ 筆者・村小横目・世持・田ふさなどによる事件の確認と処理
④ 村役人

①の部分には基本的には死亡した人が入る。しかし番号37のように、猪遊びで三才の樽金をしばって放置して殺してしまった保久利・兼思兄弟のような場合もあるし、番号16・26・41のように穀物や家屋のような場合もある。したがって怪我という語句の意味からおもいがけないめにあった人や物が①に該当するといえよう。

②では事件にいたる経過がのべられる。調査を踏まえ、村役人がまとめた文章である。

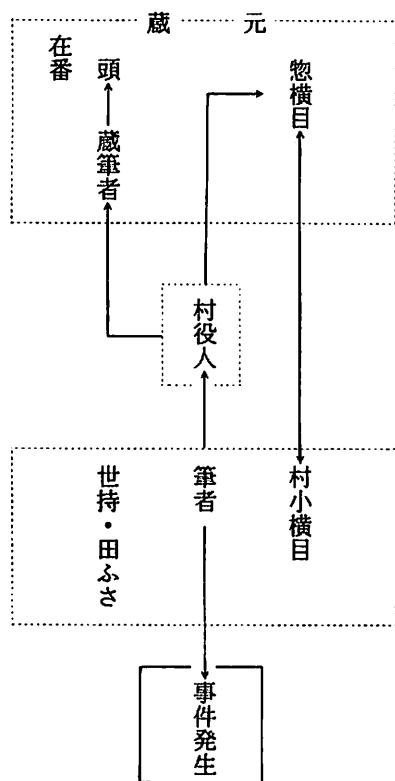
③ この部分が省略されている事件がかなりある。筆者（耕作・仙山）、世持ち・田ふさや村小横目が事件が調査や尋問を行い、その後葬るなどの処理を行う。この中で在番・頭・惣横目へ報告義務があるのは村小横目である。（注5）したがって番号67のように村小横目一人が調査にだけかけ処理する例もみられる。また調査に村役人が関与する例が二つだけみられる。番号75番と77番である。二つとも流人が乞食をしてのたれ死にしている場合である。

④の部分がこの文書の差しだし責任者である。基本的には村役人で、二人の名前でだされている。宛名は普通付されていない。では普通どこに行くのであろうか。番号1をみていただきたい。惣横目が出した付属書がある。その冒頭に「右申出ニ付小横目赤頭新城にや委曲問尋…」とあるところから、惣横目宛に村役人から報告がなされるのである。そして惣横目の方は確かめのためもう一度小横目から事情を聴取するという方法をとるのである。

ところが二例だけ宛名がある。二つとも蔵筆者宛で、番号8と27の文章である。8は鳩間与人が溺死したという事件で高那の村役人でなく筆者

が報告しているという文書。もうひとつは途中欠落して言いたいことは何かかわからないのだが「被仰上被下度」と上申を願っている文書である。文末は「御披露」・「御届」・御「御首尾」申上候以上という報告形式で結ばれている。例外は番号82番と98番で「御取成奉頼候以上」で人が死んだから税台帳の元帳から早く抜いてくれと要求している文書だけである。これは惣横目へ行く文書ではなくこの事件にともなう行政処理文書で蔵筆者を経て在番頭へ行く文書だと理解する。

以上を整理してみると次のような文書の基本的な流れができる。



(4) いくつかの事例紹介

草稿、「史料紹介『未年怪我帳』にみる西表島の記事」はかなりの間違いがあったのでここで新しく分類する。（注6）そして紙幅の都合上それに伴う特色ある事例を紹介することに今回はとどめる。

全部で九十九件中、

① 溺死及び行方不明等の水難事故が五十件

地域をよく知っているせいか真冬の事故は少ない。しかしそれでも風廻りのため水船となり溺死や行方不明が圧倒的に多い。多くの離島を抱え船に頼らなければならぬ八重山の特徴がよくあらわれている。特に波照間島の船づくりのために二度(19・88番)、合計八人の命が失われている。

だが、逆にこの二つの文書から波照間島の造船は三・四月には鹿川山で細工人達によって作業がおこなわれ、冬場比較的穏やかな西表島南海岸の気候を利用して一月に鹿川から進水する光景もみえてくる。

② 縊死十八件

縊死とは首つり、自殺のことである。他の事件とは違い本人にとっては予定されていたことである。それを反映してか縊死の理由には酒乱であったからとか、気が違っていたという尤もらしい理由が目立つ。

しかし、同時に縊死するものに共通する社会的特徴がある。その第一は社会的弱者である。33番のさんは小さい頃から正気ではなく無為者とレッテルを張られ、人の抱え者となり、上納物は村の人々の援助でようやく納め、地域から白眼視されていたことが容易に推測できる。それ故に時々、山の中に隠れていたのだが、とうとう自殺におこまれることになる。また番号57では上納が難しい五十五才のやまたの死があり、番号76のように病

気がよくならないので自殺するというやまのような例もある。

その第二は社会的不適応者である。その典型的例が番号65の上原村与那国にやである。士族が教員も嫌、農業も嫌だと逃げ反抗の末自殺する姿である。

その第三は番号42番のように盗みが発覚していたたまれず自殺する場合である。

③ 火事十五件

五人与頭の家から出火して困米(シーラ)が消失した事件(番号41)や火事のどさくさに村筑が米俵を盗む事件(番号39)などがある。

④ その他十六件

逃走後死んでしまうというケースが番号4・15・44と三件ある。不思議な事にその理由はない。移動の途中で不慮の死をとげるのが二件、下遣人として夫役にかりだされ死んだ例(番号96)などがある。

以上、「文書」の概要を簡単に紹介したが全く言及できなかった文書も多い。今後これらの文書を含め、同時代の他の文書とともに検討し具体的歴史像に迫っていきたい。

謝辞 翻刻に際して「未成年怪我帳」独特の草書体に苦しむことが多かった先学諸賢の御批正をいただければ幸いである。また豊見山和行氏には最初の年代を確定する史料の教授にあずかり、小野まさ子氏には校正で力をかしていただいた。そして共に勉強をした西表をほりおこす

会の面々に、記して謝意を表したい。

2 □上覚

- 注1 与那国教育委員会所有 石垣市立博物館に陰影本がある。
- 注2 「古文書参考図録」(一九七九年、柏書房、十三頁)
- 注3 「御使者在番記」(『沖縄県史料前近代』首里王府仕置)二五六頁・一九八一)
- 注4 球陽研究会編「球陽」(角川書店、一九七四年、二二九八項)
- 注5 八重山島諸村公事帳(喜舎場永○收拾文書)
- 注6 県立図書館陰影本から私がコピーをしたものには十枚近い脱落があった。またほりおこす会の講演会等で集団討議を経て読みこめたことによる修正もある。

三、史料本文

3 覚

乍恐申上候、登野城村□□儀夜中八ツ時分斗、本殿寅之方角々出火出来候付、村中立揃消除方相働候得共、風丑寅之間ニ而猛敷何共可致様不能成、惣体逢焼失ニ至極恐入奉存候、右ニ付詰番之者共并村中之者共江、出火之次第段々致穿鑿候得共疑敷儀無之候、尤諸帳冊并困穀御用布御用物儀別紙之通有之候、此段御届申上候条何分ニ茂宜様御披露頼候以上

亥十月 登野城目差 登野城与人

1 村中□□候得共見当不申、□□□長田原与申

所ニ縊死候段申出ニ付、田ふさ・世持・村小横目人共見届候得者相違無御座、別ニ疑敷儀無之候ニ付葬置候段、小横目赤頭新城にや罷渡り申出之趣有之候間、此段御披露申上候以上

亥四月七日 小浜目差 小浜与人

右通申出ニ付、小横目赤頭新城にや委曲問尋、相違無御座候間、此段御披露申上候以上

亥四月 惣横目 花城与人 同□□与人

当歳 □拾四 西表□□浮村仲底屋 慶田城筑登之

右者事、正月元日父慶田城筑登之親雲上・仲底屋慶田城筑登之・□□や赤頭□間にや同心にて、番所罷出御洋相勤則罷帰り、構之御嶽御願相濟、右人数ハ同列ニ而日中罷通、年始之祝を以相別候処、右筑登之儀次三日迄致呑酒、就中父初歳日祝ひニ付而、由緒之者共参入客対及大酒、終ニ高間や参候体妻ひな見及致跡追候得者、亀やおなひと与酒宴之中、夫筑登之も手当之からくひな江投付候付、おなひとハ引参り、彼父母江相届家内江立帰り候処、筑登之儀婦家不致ニ付、又以高間屋参候得者不居合、小舅加那・聳いしと同列ニ而、村内近方相探候処、以之外在所も百尋余西表磯山木枝ニ縊死候哉、同日七ツ時分斗見付取段々養生仕候得共、最早生絶候段申出ニ付、即刻杣山筆者宮良にや・耕作筆者石垣にや并小横目・世持・田ふさ人共差越、親兄弟問穿

候得者、前件之次第無相違、尤筑登之事、呑酒之砌時々氣様相替り候  
ニ付、折々其戒仕置候処、今通相成至極迷惑仕候由申出、跡方見届疑  
敷儀無之ニ付葬させ置申候、此段御披露申上候以上

亥二月 西表目差 西表首里大屋子 与那国首里大屋子

檢者

右通申出ニ付、小横目共委曲問尋相違無御座候間、此段御披露申上候  
以上

亥二月 惣横目 花城与人 同 真謝与人

4 覚

宮古島真栄里村底野や  
かまた

右者、春七月当島漂着、小浜村江口持被仰付候付、相渡り便舟待合候  
中逃走、平久保村前盛筑登之家内ニ罷居候由承届、急度したけ登候様  
相違置候処罷越、早速致病氣歩行難成候間、快氣次第列登候段有之  
候処、殊之外養生不相叶、九月廿三日相果候付、堀川与申所葬置候段  
申来、委細承届申候、此段御届申上候以上

亥十月 小浜目差 小浜与人

右通相違無御座候以上

亥十月 花城目差 花城与人

5 口上覚

乍恐申上候、去月廿二日、南風見村構之大野浜与申所江女人死体寄揚  
候ニ付、早速首尾方可申上之処、遅成申出候儀ニ付、段々御差引之趣

何共可申上様無御座至極恐入奉存候、何卒此節之儀、御宥赦被成下度  
奉存候、此旨宜様御取成奉頼候以上

亥六月 南風見目差 南風見与人

6 覚

当歳四拾八 白保村通事や男 いなおつ

右者事、時々乱氣之体有之候処、夜中五ツ時分家中ニ縊死候段、家内  
之者申出ニ付、筆者并村横目共差遣見届せ候得者相違無之、別疑敷儀  
無事御座候間、此段御披露申上候以上

亥二月五日 真謝目差 真謝与人

7 覚

当歳五拾六 古見村あきいや男 いしや

右者事、今月四日八ツ時分、みなあさかい取用、干瀬之時分あみつく  
沓ツかなごら沓ツ持参ニ而、垣良干瀬江陸立罷出候処、其夜中迄罷帰  
不申段、翌朝皮家内之者申出候ニ付、則刻跡方探速仕させ候得者、  
殊之外、彼所浜涯ニ寄揚候段申来候ニ付、杣山筆者宮良にや并小横目  
・世持・田ふさ人共差遣見届候得者、疵無之、嘸致溺死候段申出候ニ  
付葬置申候、此段御披露申上候以上

午八月十三日 古見目差 古見首里大屋子

8 鳩間与人事、三反帆船、去ル十八日暖所江渡海之砌、同夜四ツ時

分赤離赤崎ニ而、乗船破船  生揚南

風端江参り、彼所ニ同村礼持頭赤頭小浜にや有合ニ而、与人并從彦人行衛無之段申出ニ付、右小浜則刻高那村江差越、右之次第申出候由、

次日通達有之、浦々探速方申付候折、同日九ツ時分斗、よちん湊浜涯江、兩人死体寄揚候段、追々通達有之候処、殊之外風波荒立、石垣之様乗渡方不能成、無是非高那村地方之内ちん崎与申所ニ開墓有之ニ付、葬させ置申候、右之段御届申上候以上

午八月廿日

高那村袖山筆者

崎山にや

高那村耕作筆者

石垣にや

古見村耕作筆者

黒島にや

古見村袖山筆者

宮良にや

古見首里大屋子

蔵筆者衆

9 覚

登野城村百姓なれや

平田筑登之

一 三間半ニ三間之貫家巷ツ

一 三間角同巷ツ

一 式間角蔵巷ツ

同村奉公人故島袋にや男波照間にや

一 式間角堀立家巷ツ

右者共、家内昨日七ツ時分致焼失候付問尋候得共、輕我火ニ而、右波照間にや家内迄致類火、村中騒動仕させ候儀、至極恐入之段申出候、

尤彼家内人数別条無御座候、此段申上候以上

未八月廿九日

登野城目差

登野城与人

10 口上覚

乍恐申上候、西表村番所之儀、去月廿九日夜八ツ時分、寅方角、出火出来候付、村中立揃消方相働せ候得共、風丑方ニ而猛敷何共可致様不能成、惣体逢焼失、至極恐入奉存候、右ニ付詰合之者共并村中之者出火次第々致穿鑿候得共、疑敷儀無之候、尤困米并定式白上布之儀堅固ニ有之候間、此段御届申上候条何分ニ茂宜様御披露願上候以上、

未十月十日

耕作筆者

袖山筆者

喜友名にや

石垣にや

西表目差

西表首里大屋子

11 覚

当歳拾六

祖平や

同拾三

同入弟

おた

右者共事、其家内ニ用事有之、今月十九日晚方、漁取用高田干瀬江為罷出候処、帰宅遅成候付、家内人数疑ニ存跡方追届候得共、見当不申段申出之趣有之、驚入早速村中立揃させ、其夜近方之海辺探速為致候処、兩人死体ハ高田干瀬外ニ流浪見当取揚候付何連見届之上葬させ置申候、其時之風波相考候得者猛敷有之候付而、嘸浪ニ被引取致溺死候半、何連存当別ニ疑無之ニ付、此段御披露申上候以上

申三月廿四日

大浜目差 大浜与人

12 口上覚

乍恐申上候、宮良村番所之儀、筆者共并さはくり中番賦りを以、稠敷申付格護方仕させ置候処、夜中夜半斗寅之方角辻かや羽。出火出来、段々消除方相働せ候得共不相叶致焼失、至極恐入奉存候、尤焼捨置候員数別紙を以申上候、此旨宜様御取成奉頼候以上

申九月十八日 宮良目差 宮良与人

13 口上覚

乍恐申上候、平得村故島袋にや三男翁長にや事、夜中九ツ時分斗、住家致出火、所中立揃消除方相働せ候得共、風丑寅之間ニ而猛敷、何共可致様不能成、右翁長儀老体、其上熱病相煩候者ニ而、失十方被焼亡候段申出三付、小横目并世持・田ふさ人立合見届候得者、相違無御座候間、此段御披露申上候以上

申十月廿八日 平得目差 平得与人

14 覚

竹富村仲里や赤頭  
新里にや

右者事、家内用事有之、今月十三日入相時分、当村滞在人久高島内間筑登之雇入、為漁取高との等申所之干瀬江罷出たる由候処、無間も風波荒立水舟相成、右内間大泊浜江遊揚、其段申出候付、即刻さはくり人共相携跡方見届候得者、赤頭新里同所江死体寄揚候ニ付而者、何そ疑敷儀無之候付、葬埋させ置申候間、此段御披露申上候以上

申十一月廿一日 玻座真目差 玻座真与人

15 覚

当歳貳拾五

真栄里村八番与頭嘉手川筑登之与合男  
おさ

右者事、親兄弟親類とて無之独立之者ニ而、此程野底村江罷越、南風盛筑登之預介抱、諸上納米相并来り事候処、右南風盛相果候付而、右者諸上納米如何行成候哉、所中吟味を以可申出旨相違候処、彼村相渡候而所公役相働、所中ニ而諸上納差足候様申出候付当六月彼村相渡、番所番人申付、飯料所中ニ而相違置候処、今月朔日逃走、桴海村居合之由承、田ふさ・世持したけ用ト、彼村差越候砌、同十一日桴海村役人方江申達、彼村袖山筆者石垣にや・田ふさ・世持・村小横目相合ニ而、同所葬置申候、此段御届申上候以上

申十一月十四日 真謝与人 真栄里目差 真栄里与人

右通相違無御座候以上

申十一月十四日 ふかい目差 桴海与人

16 覚

真栄里村袖山筆者  
新城にや

一 貫家巷ツ 長四間横三間半

一 堀立家巷ツ 貳間角

一 堀立家巷ツ 貳間角

故耕作筆者大浜にや嫡子  
かまと  
大川村百姓宮良や女  
まふし

一 同巷ツ 貳間角

一 同巻ツ 式間角

みつぎ

右者共、家内夜中致焼失候付問尋候得者、右新城家内も怪我火二而、余之三家内迄致類火、村中騒動仕させ候儀、至極恐入之段申出候、尤彼家内人数別条無御座候、此段申上候以上

申十二月廿日

大川目差

大川与人

17 覚

右者共事、今月十八日自用ニ当所罷渡たる由候処、仲間村山筆者大浜にや女子乗合罷婦之砌、如何致間違候哉、次十九日女子死体并くり舟々具大泊与申浜江寄揚候段、浦廻人申出候付、無間茂所中携出、近所之浦々探速為致候得共、右兩人跡方相見得不申候、此段御披露申上候以上

申十一月

坡座真目差

坡座真与人

18 覚

右者事、此程母方之祖父石垣村新本わかな新本家内ニ相案立居候処、正氣無之者二而、夜中彼家内も相去り、今朝迄罷婦り不申ニ付、隣所

当歳拾壹

下人男  
かな

19 覚

之家内々探速仕候折、殊之外大川村番所前表浜渥溺死候由承及、右新本立寄り見届候得者無相違段申出ニ付、早速取揚葬させ置申候、此段御届申上候以上

〇

惣横目筆者  
崎山にや

式反帆舟老艘

但加子四人、内梶取前野やあわつ・加子石仲やまつ・同人稻福やお戸・多良やまな、

右、波照間村五反帆舟作事用、鹿川山江差遣置候付、細工人共飯米積入、去月廿八日差渡候処、同廿日〇耕作筆者宮良にや、此程乗得来候五反帆舟より乗合致頼舟罷婦候洋中逢風廻、式反帆舟之儀水舟相成、五反帆舟ハ漸ク南風見津相届、早速近方之浦々探速仕候得共、老人茂生揚不申段、今月五日五反帆舟罷婦申出候、此段御披露申上候以上  
西四月 波照間目差 波照間首里大屋子

20

右者用事ニ付黒島村江罷渡、今月十日同村居合之仲間村友利やけさ兩人、くり舟より漁取ニ罷出たる由候処、次日迄罷婦不申段、彼村も申越之趣有之、早速近所之村々致探速候へ共、見当不申段申出事御座候間、此段御届申上候以上

酉八月廿七日

坡座真目差

坡座真与人



21 覚

当歳貳拾七

石垣村内原や波照間筑登之男子  
ミヤク

右者事、夫婦老家立ニ而家業相治候処、去年十一月比々時々乱気ニ有之、耕作方油断有之、父家内江引越致下知方候筋取究、家移之手当為有之由候処、殊之外今日五ツ時分斗、自家奥ニ縊死候を、父波照間筑登之見付申出ニ付、早速筆者并村小横目・世持・田ふさ人立合見届候得者無相違ニ付、親兄弟問尋させ候得者無相違ニ付、親兄弟候へ者時々氣違之者ニ而、右次第相成為申哉与申出、別ニ疑敷儀無之ニ付、葬方申付置申候、此段御披露申上候以上

酉十二月十六日

石垣目差  
石垣与人

23

惣横目御方

右通申出候付、小横目人共々委曲問尋候へ者、相違無御座候、此段御披露申上候以上

戌八月

惣よこめ川平与人 同宮良与人

当歳六拾四

もた

但薪木取用、よしけつら山罷渡掃付之砌、よならる干瀬外江被引流行衛相見得不申候

同五拾三

同村

大城や男

ふんた

同三拾

石垣村

故嘉平自差嫡子

むたる

道光十八年戊戌

22

当歳拾三

白保村宮平や男  
こら

右者事、今月十五日白保村東之干瀬江漁取用罷出たる由候処、逢満汐被引流候を、石垣やまつと申者見及、早速くり舟漕出取揚、段々養生仕候得共、不相叶溺死いたし候段有之、為見届候へ者不審成儀無之段申出候付、葬させ置申候、此段御届申上候以上

戌八月

真謝目差 真謝与人

24

新川村故仲間与人嫡子大浜にや、南風見村と西表村江肝煎用罷越候洋中□水舟□致溺死

附書付左ニ記

但私用ニ嘉弥真罷□掃村之砌、水阜相成東表浜江寄揚候付葬させ置申候  
右者共事、去月廿九日之嵐ニ溺死いたし候付、此段御披露申上候以上

戊閏四月朔日

小浜目差  
小浜与人

覚

故仲間与人嫡子  
大浜にや

右者事、親廻肝煎用、去ル十六日黒島村に罷渡、当村相濟せ候処、昨日西表村に肝煎用頼入置候由ニ而、夫式人供烈用罷越候付、陸地を路遠急ニ難罷越候間、高間之間くり舟に罷渡不申ハ不叶段申出候付取仕出、故西表首里大屋之子坡座真にや・故石垣与人四男宮良にや・加子式人都合五人乗合、今日早朝罷渡候洋中、友利崎与申陸に三四拾間程ニ水舟に漸ク取懸り游揚候所ニ、右大浜に致候段申来候付、驚入村所居合之二才中差遣看病方仕させ候得共、不相叶致死去申候、此段御披露申上候以上

亥八月十九日

南風見目差 南風見与人

25 覚

当歳四拾七

野底村に野や女

ひなま

右者事、今月十六日漁取用、拾三歳成女子・九歳成男子召列、前之干瀬江罷出たる由候所、子供兩人ハ浜涯罷居、右ひなま待居候得共、不罷登段申出ニ付驚入、早速探索仕させ候得者、当村構之長間崎等申所ニ死体寄揚候段申出、杣山筆者黒島にや・村小横目并世持・田ふさ見届させ候得者、逢満潮溺死之体相見得、何楚疑敷儀無之段申出候付葬させ置申候、此段御届申上候以上

二月廿二日

野底目差 野底与人

26 覚

御札歳 三拾四

前嘉弥真や男  
かなし

右者事、去々年之比の時々気違之体見及、親兄弟共段々戒方仕候得共承引不致、殊之外今月四日家内縊死候段申出候付、筆者共并小横目・世持・田ふさ人共相携、見届させ候得ハ、不審成儀無之ニ付、親兄弟并隣所之者共穿鑿仕候処、前件通疑敷儀無之段申出候、此段御披露申上候以上

卯二月十九日

小浜目差 小浜与人

27 覚

前功や 大竹や

男おきね 男くなた

耕作番者宮良にや嫡子水舟乗合

まいつかね

乍恐申上候、右者事当村地方之内安原与候処包内も盗人繁ク有之、瀬番人共堅ク申付守護させ置候折、去月廿四日新城村三役ややまり与申者忍入盜取候を、瀬番人共二見当、搦捕番所江したけ参り候付、相尋候得者無相違ニ付、右者届用彼ノ村江同廿六日くり舟差立乗渡置候処、次四日之間罷帰不申、疑敷存彼方穿鑿仕候得者、同廿七日之五時に罷帰たる由有之、驚入離方之村々廻文差通、近方之沖浦々探速させ候処、同廿九日小浜村南風表長浜与申所、風呂敷老ツ・小手籠老ツ・竿巻本・束稲五束寄揚、小浜むら滞在かまと石垣にや見付格護仕置、当所之者共持越、右者共荷物無相違主々(二行欠)

卯四月六日

古見目差

古見首里大屋子

蔵筆者衆

28 覚

一 貫家老ツ、長三間半・横三間

一 堀立台所老ツ、長横式間

右今月十一日夜九ツ時分、登野城村百姓ひなりやとま自家致焼失候二

付、懸引承候へ者、輕我火之由ニ而申出候、家内人様別条無御座候、

村中騒動させ候儀恐入之段申出候間、此段御披露申上候以上

卯七月十二日

登野城目差 登野城与人

29

大川村会所之儀、如何致間違候哉、夜中□□□致焼失、所中為及騒

動至極恐入申候、右之段可然様御披露奉頼候以上

午七月廿九日

大川村惣下知役仮若文字

同

同耕作筆者

同若文字

宮良にや

知念にや

大浜にや

喜舎場にや

30 □上覚

乍恐申上候、石垣紙漉方火用心之儀、細工人共每度堅ク申付相働せ候

処、如何致間違候哉、紙千家老ケ所者、今日四時分出火出来、消除方

段々相働候へとも、致焼失至極恐入奉存候、尤□物道具之儀堅固ニ有

之申候、此旨宜様被仰上可被下奉頼候以上

仮若文字

酉二月十四日

糸数にや

同

知念筑登之

31 覚

当歳拾志

仲間村居住黒島にや嫡子 龜十

右者事、今月朔日六ツ末、仲間村大城やもた・小浜やおなり南風端島

芋堀取罷婦之砌、仲間目差大若や九歳成男まもな召列、赤道田方見分

ニ而罷婦之砌、前之渡路船も右人数乗合罷り候処、殊之外乗舟水舟相

成、女一人・まもな者目差ニすかり、女一人右龜十渡シ人むけさニす

かり候折、所之者并波照間村船作事ニ罷登候者共、相見得取救候処、

右龜十者致溺死候付、葬させ置申候、此旨御披露奉頼候以上

戌四月三日

仲間目差 仲間与人

蔵筆者衆

32

右在番筆者高原親雲上移宿之儀、火ノ用心堅ク申付置候処、夜中本

殿座床下よ里出火有之、段々消除方仕候得共不相叶、逢焼失、自物并

入置道具一ゑん取出不申、終川平目差家内迄類火ニ而、至極迷惑相成

候事御座候、此段申上候以上

戌□月十二日

宿村若文字

宮里にや

内証聞

宮平子

33 覚

当歳貳拾三

平得村長浜や男

さんた

右者事、幼少も正氣無之、無為方者ニ而、浜本ややりや与申者ニ相預

り、諸上納物所中ニ而差足候処、時々村近方之藪山迹隠居候付、披出

候事多々有之たる事候処、去月廿八日之夜逃走候付、近方野山相披候

得者、かゝら原与申藪山迹死候段申出有之、見届無相違ニ付、若家内

之者と不和成家出差発為申哉与預主やりや并家内之者共穿鑿仕候へ者、さんた事抑正氣無之者ニ而、於家内繩縫并牛馬野繫迄為致候付、呵言抔仕不申段申出有之、所中之者共穿鑿□ハ、相違無御座候間、此段御披露申上候以上

戊二月十二日

平得目差  
平得与人

34 覚

石垣村名藏や  
よりや

右者事、時々正氣無之者ニ而候処、今月十八日薪木取用山入いたしたる由候処、もい若等申山ニ縊死候段申出候付、小横目人共見届させ相違無之ニ付、昨晚相葬させ置申候、此段御届申上候以上

亥十二月廿日

石垣目差 石垣与人

35 覚

当歳六拾一

登野城村故石垣にや嫡子  
波照間にや

右者事、宮良村ニ住居仕候処、今月初比、熱病相煩候折、同廿七日夜七ツ時分計住家致出火、所中立揃消除方相働候得共、風午未之間ニ而猛敷何共可致様不罷成、右波照間儀老体其上病氣之事ニ而、失十方被焼亡候段申出候付、小横目并世持・田相違無御座候間、此段御披露申上候以上

丑正月廿九日

宮良目差  
宮良与人

36 覚

当歳三拾壹

松本や男  
かいた

右者事、今月十九日自物牧詰之牛為捕得、大底や男まつ雇人、兩人共乗馬ニ而罷出候処、雷鳴大雨候事、牛も見当不申ニ付、大原野路罷出候中途かいた者まつ三尋程先相成り雷音大ニ響、乗馬居かいたもくるひ落候を相見得周章様立寄見分仕候得者、乗馬共死候段申出、早速筆者・小横目人共差遣見届させ候得者、胸三ヶ所三寸廻程爛り、面黒ニ相付及失命ニ、甚存外之仕合御座候、此段御披露申上候以上

丑四月

花城目差 花城与人

37 覚

当歳拾貳

宮良村住居登野城村かまと大浜にや嫡子  
保久利  
同人 次男 兼思

当歳九

右同 登野城村三戸黒島にや嫡子  
樽兼

当歳三

右者共事、去月廿八日八ツ時分計、村之東表下座原江罷出、引たまを飛せ遊ひ居、終ニ山猪透狩之真似与ソ、右樽兼山猪申道端之かや引取、手足左右ニ結付候而、彼之保久利・兼思兩人罷帰り、慶田花やけさ・目差や加那兩人江右樽兼結付置候間、同道ニ而罷出見度、彼之保久利兼思、右兩人江相違列出候得共、及失命候体見及、其段家内江申聞候付、則親兄弟共罷出見届候得者、無如在為及失命候次第、至極残念之至候間、役人方にも被聞□□樽兼父黒島にや申出候ニ付、早速右者共□□□中召寄成行問尋候得者、前文通無相違段申出候、右ニ付親子供ニも何歎鬱憤差挾、右様之儀惡業仕候哉、是又穿鑿仕候得者、

右様之一ゑん無之、右之子供くニも和睦之取合ニ而、此程相素立為  
申事候処、如何様間違ニ而今形之執行至極歎入候段、双方之親共申  
出候、此段御披露申上候以上

寅二月 宮良目差 宮良与人

38 覚

大仲や  
かな  
島袋や  
みつぎ

右者共事、今月十日雨願之宿次黒島村江持渡候処、同十四日石垣村故  
伊舎堂にや嫡子伊舎堂にや乗合ニ而罷婦り之砌水舟相成、右伊舎堂死  
体寄揚 [ ] [ ] 寄揚り不申行衛不相知段、黒島村役人方々届申来  
り候付、早速構之浦々探索仕候得者見当不申候、此段御届申上候以上

寅二月廿日

坡座真目差  
坡座真与人

39 覚

乍恐申上候、真栄里村番所之儀、夜中七ツ時分計火事出来、村中立揃  
消除方之働仕候得共、不相叶致焼失、恐入奉存候、尤御物困殺之儀堅  
固有之、有物道具者別紙之通取出置申候、依之所中之者共江成行相尋  
候得者、村筑桃原やたら・せいら番東盛やなもかな兩人詰居たる由候  
処、村筑たら不審之段申出候付、委細穿鑿承候得者、番所庫理ニ与人  
自分たわら三儀、筑共預ヶ格護させ置候処、出火之砌、盛兼やまつ・  
赤領やかな始而走寄相見得候得者、庫理戸口被明開候而、庫理前表之

中壁并西表之あんこり式ヶ所より出火相始り候付、あびりなかり火消治  
方之働懸而、庫理内格護之品取出度、東盛やかな庫理内江入候処、た  
わら老儀計有之候付取出、余之有物道具も余人相合取出たる由ニ而、  
疑之段申出、当番人村筑たら・東盛やなもかな江も委細穿鑿承度、右  
兩人為呼候処たらハ逃走、なもかな罷来候付、致穿鑿候処、なもかな  
ハ時々せいら致見舞申候而、老番座前表之縁ニ相伏たらハ庫理前ニ相  
伏、兩人共居所相替たる事候所、番所西表ニ火あかり候付、なもかな  
ハせいら辺ニ而候哉与無性起立走出候得者、殊之外番所火事出来、消  
治方之働いたし、其時たらも番所ニ罷在たる段申出、なもかな江者何  
楚疑無之事候処、たら儀逃走候付甚疑ニ存、方々手配を以とまいさせ  
候得共見当不申、彼之家内并近辺探索為致候処、家内床下より米入付候  
德利式ツ、近辺之野原も同大小四ツ・たわら老儀取出候付、妻子共呼  
寄致穿鑿候処、夜中番所焼失之後、家内入来候而仕業相洩候付而者、  
他所江逃去り不申ハ不叶訳候間、盗来候米壺大小ニ入付置候分ハ、近  
辺之野原ニ取隠移儀皮壺ツ有之候者海辺江持出相流せ候様、妻子共江  
言付候而立去り候付、右壺之儀方々取隠置、儀皮ハ海江流せたる段申  
出、且妹老人病身之者致同居候付、是又呼寄致穿鑿候処、右者側ニ有  
之候衣裳取卸候付、何事ニ而候哉与相尋候処、仕業相頭候付而、前表  
之磯山江逃隠度候間、彼之辺江飯米持来り呉り候様申候而立去りたる  
段申出、たう所巧無相違事ニ而、妹并妻子五人者村頭之者江引渡格護  
させ候而、たう儀村中立揃近辺之野原磯山方々致探速候得共、未見当  
不申事御座候間、此旨御披露奉頼候以上

寅八月廿九日

真栄里目差 真栄里与人

覚

帳箱壹ツ、一牌板式枚、一疊拾枚、壹升櫛壹ツ、一牛皮壹枚、  
一ひなあし拾ツ、但かせ打懸

外

にくふく一枚、一水かめ一ツ、一多葉粉盆式ツ、

但三行焼失

右両所有物道具之内、本行之分ハ取出置申候、此段申上候以上

寅八月

真栄里目差 真栄里与人

40 覚

新川村故石垣にや 嫡子

崎枝にや

右者事、此程崎枝村住居之由ニ而候処、新川村構之破武名原与申所ニ  
相果候段、昨晚小横目人并役人方申出有之、早速惣横目筆者并小横  
目人共差遣委ク見届させ候得者、影死之様相見得、其外何楚之疑之体  
無之事御座候、此段御届申上候以上

寅九月廿五日

登野城与人 真栄里与人

41 覚

米四石五升八合式勺壹才起

右乍恐申上候、西表村諸上納困米之儀、常々与頭々者共、家内々ニ取  
困格護方を以上納仕来事ニ而、本行之穀高、船浮村与頭宮城やニ取困  
置候処、今月廿日之夜、殊之外彼家内致出火、段々消除方之働仕候得  
共不相叶本行之困穀迄類火ニ而致焼失、其上仲立や・大嶺や・仲原や

・大こやノ五家内類火致焼失迷惑仕申候、右ニ付出火之成行致穿鑿候  
得者、自分ノ怪我火之由ニ而、不審成儀無之事御座候間、此旨御披露  
奉頼候以上

寅九月

西山筆者

西表にや

耕作筆者

大浜にや

西表目差

同

安谷屋にや

黒島にや

42 覚

当歳式拾七

登野城村佐久本にや男  
つら

右者事、長間やミいか与申者ニ相抱させ置候処、今月三日之比辻走候  
付、此間段々探索仕候得共見当不申、去ル十九日之朝仲新城やけま・  
請升やかな両人苗代番いたし、ばらびだう与申原ノ罷掃之砌、あんつ  
く式ツニ芋八升程入付相携、牛壺正率参り候付、則刻縛り烈掃、右ミ  
いか江相渡せ穿鑿仕候得者、芋之儀者大浜地方ノ盗掘り、牛茂同所ノ  
盗ミ率参りたる由申出候付、段々教訓を以相諭シ置候処、其夜又以辻  
走候付、探索仕候得者、殊之外当村地方之内ツ□原与申所ニ縊死仕候  
段申出候、右ニ付見届候得者、何楚疑之体無之、兎角右之所巧相頭り  
候付邪心差発為申哉与存当り申候、此段御披露申上候以上

寅十一月廿一日

登野城目差 登野城与人

右通申出有之、差越見届係り合之面々問届候得者、申出通相違無之、  
尤其外疑敷儀無之事御座候、此段御届申上候以上

惣横目

登野城与人

同

真栄里与人

寅十一月廿一日

43 覚

新城村横目や  
まもな

右者事、今月十三日わけさで申所之田地相耕候而原屋江罷掃之砌、南風見村權之猪垣番人犬相携山猪追懸候中途、山猪逢聊爾候付、新城村江乗渡段々發生仕候得共不相叶、同日相果候段、問越有之、碓与鷲入奉存候、此段御届申上候以上

卯正月廿一日

新城目差 新城与人

44 覚

崎枝村登野原や  
やまた

右者事、去月廿二日小与座引渡り、杣山筆者石垣にや同列ニ暖村江引越候様申達置候処、夜入候付、其日崎枝与人家内ニ堅取締を以致一宿候処、其夜逃走此間近方之村々探索仕させ候得共見当不申、宮良村ニ罷居候段風聞承り見当候ハ、搦出呉り候様宮良村役人相頼置候中、彼村番所後表之石下ニ何村之者と不相知者致死去候由承り、早速崎枝目差并杣山筆者石垣にや差越致見分候得者、右やまた無相違ニ付、宮良村地方之内墓所相立結構ニ葬させ置申候、此段御届申上候以上

卯二月

崎枝目差 崎枝与人

45

宮良村後表出口之道端ニ、昨晚礮与不相知者相果候段、原戻り之者相見得申出候ニ付、筆者・小横目人共見届候得者、新川村故大浜にや次男まつ大浜にや与申者病死之体相見得候付、彼ノ家内江相違置候段、筆者共申越趣有之候、此段御届申上候以上

卯八月二日

宮良目差 宮良与人

右通申出有之、仮筆者翁長にや差遣見届させ候得者病死体相見得申候、右ニ付彼ノ家内之者共問尋候得者、去月初比ハ熱病相煩漸々快氣仕候付、白保村仕用罷越たる事候処、存外相果候段申出有之候、此段申上候以上

卯八月

惣横目  
登野城与人 同  
真栄里与人

46 覚

当歳三拾四  
同拾  
高那村目仲や女  
まわつ  
同人男子  
ふうざ

右者共事、去月十三日比、南風見村江自分用有之差越候中途、まわつ儀熱病差発、尤仲間村慶田盛やハ知家之事ニ而、彼之家内差寄看病為被致由候処、同十八日相果候付、所中ニ而葬置候段承申候、男子ふうざ儀古見村北之缸南表ニ相果候段、去月廿日古見村役人方ハ問合申来候付、早速耕作筆者大浜にや并小横目人其外役者人共差遣、始末之成行問尋させ候得者、仲間村ハ罷掃候由ニ而、古見村耕作筆者譜久山にや詰家同村友利や入来ニ付、芋舎等被相与、夫ハ高那村江与申立去り候処、存外右之仕合相成候由承り、身体委見届候得者、病死之体ニ而、何ぞ疑敷儀無之候付、せんたい与申所ニ葬置候段申出候、此段御届申上候以上

卯十一月

高那目差 高那与人

47 今月十四日六ツ時分計、崎枝村屋良部浜ニ、歳式拾比之者男老入死

体寄来り候段、詰合之筆者と申越之趣有之、此段御披露申上候以上

卯十二月十五日

崎枝目差 崎枝与人

右通申出有之候付、惣横目仮筆者石垣にや差遣見届させ候処、何村之者ニ候見分り不申段申出有之候、此段首尾申上候以上

卯十二月

惣横目 登野城与人 同 真栄里与人

48 覚

右者共事、今月十二日自分用ニこり舟と石垣罷渡、其日罷帰たる由候処、次十三日迄小浜相届不申由ニ而、及世話候折（欠落）

小浜村花城や まつ 同村長間や まつ

49 覚

右者事、去年十二月十七日夜之八ツ時斗、住家致出火候付、所中立揃消除方段々相働候得共、風力猛敷何共不及力致焼失候付、人数引当仕候得者、右なひ居合不申、存外及焼死候付、取出葬申候、此段御届申上候以上

当歳四拾

なひ

辰正月十三日

上原目差 上原与人

50 覚

右者事、四月と熱病差発未全快

焼耐少々

小浜村平西屋 平西筑登之

51 覚

右者事、松竹やけさ合ニ而、田地入用去月廿八日高那村江罷渡たる事候処、右いなと申分ニよちん津口ニ濡敷有之候半存候間、潜取飯米いたし度候間、けさハ飯米焼置、私儀ハたし参り潜取候趣申付参り候処、潮満迄罷帰不申ニ付、確与鷺入高那村飛入、人々頼入漕出度候得共、作場江惣様出立之事ニ而居合不申、幸与那国島之者共間懸居合ニ付、頼入漕出候処、こり舟斗半分程潮入、いな儀行衛無之候付、罷帰たる段申出候付、夫と親兄弟探索之為差遣候処、高那役人方迄近所之浦々廻させ候得共見当不申段、問合取添罷帰申候、此段御届申上候以上

いな

九月三日

小浜目差 小浜与人

52 覚

右者事、夜中自家縊死候段、小横目人申出有之候付、筆者召列見届、右之成行兄弟中穿鑿仕候得者、右黒島妻事去子年致死去、当分幼少之女子式人相素立居候処、一昨日と持合之頼氣及重病養生方罷在候処、存外右之次第相成候段申出之趣有之、此外疑敷儀無之事御座候、御届申上候以上

当歳四拾式

新川村 黒島にや

巳十一月十一日

惣横目 登野城与人 同 大浜与人



53 覚

鳩間村大若や  
ませ

右者事、今月七日くり舟も□□江寄方物積渡、同十日村江罷婦リ之  
砌、よなら海ニ而逢風廻、水舟相成致溺死、死骸之儀古見村ニ而かさ  
北表之浦寄揚候付、同十二日葬置候段、世持人も承リ申候、此段御届  
申上候以上

附、古見やかな儀も、右者同舟ニ而罷渡たる由候処、小浜村游揚候  
由御座候

巳十一月廿一日

鳩間目差  
池城筑登之  
鳩間与人

54 覚

当歳三拾六

兼盛や男  
ふちい

右者事、今月九日、くり舟式艘も御用布御用物積入、御用人三人乗合  
当所罷渡、右御用布御用物御用人卸置、壹艘ハ仲道やけさ乗合、壹艘  
ハふちい乗合を以同日差帰候処、竹富村迄罷渡、次十日出帆、洋中急  
渡雨風懸而風廻いたし、仲道やけや舟者竹富村江乗帰、右ふちい舟者  
直乗いたし候由、同十二日けや舟村江罷渡相尋候処、ふちい來着無之  
ニ付、近方之村々探索仕させ候得共、行衛無之段申來、右之風波ニ而  
ハ難相凌溺死いたし候半与、所中吟味之段申出有之候間、此段御届申  
上候以上

午三月十八日

高那目差  
我謝筑登之  
高那与人

55 覚

当歳四拾四  
当歳三拾  
柚山筆者故小浜にや三男  
石垣にや  
故宮良仁屋嫡子  
山里にや

右者共事、古見村奉公人不録弘之一件ニ付、今月十一日くり舟も罷渡、  
同十六日罷婦之砌、逢風廻水舟相成致溺死、くり舟之儀小浜村東表之  
浜江寄揚、死骸之儀行衛無之候付、近方之浦々探索仕候得共見当不申  
段、所も申出之趣有之事御座候、此段御届申上候以上

午三月廿一日

古見首里大屋子

56 覚

当歳五拾九

登野城村城間や  
こや

右者事、去ル九年成戌年大川村由緒を便り女子召列罷越、住家作立相  
素立為申由候処、今朝於家内ニ縊死候段小横目人申出有之候付、筆者  
并世持・たふさ人共召列見届候得共相違無之、兄たら并隣所之者を呼  
寄、右之成行穿鑿仕候得者、右こや事彼女子老人之子ニ而候処、去年  
九月之比相果候付、其以來朝夕悲嘆ニ而氣違之様有之たる事候処、存外  
右之仕合相成候段申出候、其外疑敷儀無之事御座候、此段御披露申上  
候以上

午四月十五日

大川目差  
宮良にや  
大川与人

右通申出有之、見届穿鑿仕候得者申出通相違無之、其外疑敷儀無之事  
御座候、此段御届申上候以上

午四月十五日

惣横目  
登野城与人  
同  
大浜与人

57 覚

当歳五拾五

入あさいや  
やまた

右者事、今月十二日之夜、前原与申所ニ縊死候段、小横目人申出有之候付、筆者共并筆者共并世持・田ふさ人共召列見届させ候得者、相違無之段申出候付、兄弟中呼寄右之成行穿鑿仕候得者、去月初比も時々氣違之様有之たる事御座候处、存外右之仕合相成候段申出候、此外疑敷儀無之事御座候、此段御披露届申上候以上

午五月十七日

坡座間目差  
湧川筑登之  
同  
坡座間与人

右通申出有之候付、小横目人共并彼やまた妹呼寄穿鑿仕候得者、申出通氣違之者ニ而諸上納物難弁、所中ニ而差足来りたる事候处、右様存外之次第相成、其外疑敷無之段申出有之候、此段御届申上候以上

午五月十九日

惣横目  
登野城与人  
同  
大浜与人

58 覚

当歳拾九

島中や男  
なひ

右者事、新城村江御賦り入被置候小与座材木杣取ニ而、去月十八日西端も四反帆船積入村江渡海之砌、風与逢風廻ニ危舟相成、周章様右材木打捨方相働たる由候处、存外海中江相落危難之涯取救方不相叶致溺

死、余之人數者漸ク之働を以村江相渡候段、舟加子申出有之候、此段御届申上候以上

附死骸之儀寄揚可申与近方之浦々探索仕候得共見当不申候  
未十二月  
新城目差  
川平筑登之  
新城与人

59 覚

当歳四拾八

同 三拾五

新川村入大や男

同村 福盛や男  
また  
やまた

右者共事、今月十八日御用物いりこ取用ト、崎枝之前東崎申所江、こり舟も、大こや赤頭大城にや・上唐やかめい・前大底や杣十乗合罷出候处、殊之外水舟相成右兩人溺死候段、生揚候者共申越有之候付、則刻田ふさ・世持・小横目人共差遣見届させ候得者、無相違段申出候付、葬させ置申候、此段御届申上候以上

60 覚

当歳四拾四

宮良村池原や  
かな

右者事、宮良川渡番人ニ而、去廿六日右川江

家内人數疑敷ニ存、跡方追宿候得者見当不申候付、由緒之面々立揃石川近辺探索いたし候得者、渡番屋西表之よな木先口之大風ニ被吹倒候处、起立右木根ちりあこた之上ニ火繩有之、不思議ニ存ちりあこた取除候得者、以之外右よな木根ニ而おすい、面胸爛及失命候段申出候付、小横目并田ふさ・世持人共立合見届候得者無相違御座

候付、葬させ置申候、此段御届申上候以上

申六月廿八日

仙山筆者

大浜にや

耕作筆者

玉城にや

宮良目差

島袋にや

61 覚

西表村大宿や

そら

右者事、暖村三反帆舟より、所遣座手形入之御物穀積登相納、今月廿

一日帰村之砌、与那良干瀬江乗揚水舟相成、乗組人数七人之内六人ハ

生揚、右そら老人ハ跡方相見得不申、近方之浦々探索仕候得共行衛無

之段小浜村役人ハ申越有之候間、此段御届申上候以上

西三月廿七日

西表目差

垣花筑登之

西表首里大屋子

62 覚

小浜村嵩原や

よりや

右者、先日自分用ニくり舟ハ真栄里やさま・右よりや式人乗合ニ而、

石垣罷渡帰村之砌、今月二日竹富村西字良与申所干瀬原ニ而水舟相成、

さま者竹富村江生揚、右よりや事行衛無之ニ付、近所之村々探索仕候

得共見当不申段、一昨日村所より申越有之候ニ付、此元ハ早速名蔵・

崎枝・屋良部辺迄探索差立候得共、見当不申事御座候、此段御届申上

候以上

西五月

小浜目差

安村にや 小浜与人

63 覚

竹富村前元や

かな

右者事、船手座ハ伝間舟御用被仰付候処、伝間之儀去月廿九日おゑか

田地草弘方トソ供夫人共彼之辺江乗渡候付、其代りこり舟両艘加子四

人今月朔日差登候処、俄ニ風波荒立、老艘者差帰り老艘者水舟相成、

右かな致溺死、舟共行衛無之、老人者生揚申候、此段御届申上候以上

戊五月三日

坡座間目差

湧川筑登之

坡座間与人

64 覚

西表村小仲や男

すか

同村 田本や女

こんつ

右者事、去月廿五日おない崎原罷渡致作得、くり舟両艘ハ乗合同廿六

日帰家之砌、祖納津口端ニ而逢風廻ニ水舟相成候体見及、早速助舟差

出、田本や男かな、玉代勢にや五男玉代勢にや両人者乗渡候処、右す

か・こんつハ致溺死申候、此段御届申上候以上

附こんつ死体者寄揚候付葬置申候、尤すかハ行衛相知不申候

亥二月

西表目差

65 覚

上原村花城にや嫡子

与那国にや

右者事、今月五日早朝、隣所之明屋敷樹木ニ絵候付、道行之者見当周

章様高声ニ而あへり候付、其時ハ筆者兩人并村頭之者共私詰家居合ニ

而、則刻私并居合之者共走出候処、先達而彼之親兄弟立寄相合養生仕

候得共活花不申候付葬させ置、早速惣下知人并其父母家内之者共穿鑿

承届候得者、右与那国事学校所動向且家葉宮方至而油断有之、加異見

取締方仕度、今月四日其父花城にや惣下知人列合学校所罷出、呼寄候

中途ハ逃走候付、向後引働動向可為入念旨、惣下知人ニ而父花城にや

江申達、何連致帰家たる由、与那国事夜半過自分迄帰家不致、疑ニ存

家内之者共方々致探索候内、夜明方致帰家候付、喰事等相与へ両親所

存之程呵付置為申由、尤与那国事性質悪敷者ニ而、親兄共加異見候得

共、異変を構下知をも不汲受、夫故右性分を恐幼少之比ハ荒く取扱

以上  
仕方与奉存候、此段御届申上候

以上

亥三月

上原与人

66 覚

嘉弥真や赤頭

平田にや

右者事、今月廿日竿原与申所江耕作方ニ罷出、夜半計迄帰家無之、其

夜中段々探索仕候得共見当不申、翌廿一日おやけ原与申所之浜ニ衣装

・蓑・きせる・宝蔵等着儘おそふけ相果居候付、身体見届候得者溺死

之様相見得候段者出有之候、此段御届申上候以上

亥四月廿二日

白保村

役人

67 覚

当歳四拾式

小浜村島袋や男

こら

右者事、今月十日入相時分、家内ニ不居合候付、兎角隣家江罷出候半

与とまいさせ候処居合不申、家内人数及騒動、村内并山野探索仕候得

共見当不申、翌十一日野又与申所之□□ニ縊死候段申出有之、小横目

人共見届させ候得者相違無之段申出候付葬させ置申候、右ニ付彼之親

兄弟隣所之者共穿鑿仕候得者、右こら事、今月始比ハ熱病差発、其上

頭痛仕、熱者漸々相去頭痛寸切与無之、看病方罷在候処、存外右次第

相成候段申出有之候、此外疑敷儀無之事御座候、此段御届申上候以上

亥六月

小浜村

役人

68 覚

伊良部や

こいた

前花や

小そ

右者事、番所御用布調家材木杣取方ニ付而、山中江差越いなふた各所

右材木取出、今月廿四日長間やいした同材木潮引を以為罷帰由候処、

盛山村東表平離与申所之当り罷来り候砌、俄ニ波荒立海□□□□被吹

離何ん可致様不能成、材木を投捨□□波たる事候処、右□人者□□候付

碓与驚入彼元浦々探索仕させ候処、小そ者翌廿五日、こいた者昨日死

体寄揚候付葬させ申候、此段御届申上候以上

子八月廿九日

宮良村

役人

69 高那村百姓等上納しいら之儀、先々々與頭之家内ニ取囲候内例ニ而、

目差や・仲道や兩家ニ九石八斗八合壹勺九才囲置候処、今月八日夜之八ツ時分計、田盛やけさ家内出火出来候付、消除方相働候得共、風猛敷ニ而不相叶、且新城や・目差や・仲道や三家内迄致類火、右囲米焼失相成候付、段々消除方相働候処無人足故思様不能成、漸壹石五斗程消除置申候、右旁此段御届申上候以上

附御用布染あい之儀、女頭新城やおなり家内ニ入調させ染方相働候処、壹反之染かな壹升五合之分ハ焼捨余ハ堅固有之、且家内々稻種子并荷物ニ至迄焼捨申候

子十月

高那村 役人

70 覚

平得村底立や  
いした

右者事、真栄里村本福やおもかな所持内田与申所之田地刈取置候稻盜取候由ニ而、昨日捕付盜取候員數請取候而致取締候様、同夜四ツ時分計平得村世持・田ふさ人共江引渡候付、段々論方を以早速同人姉江相渡置候処、姉々其方妻おなり事右一件ニ付而致離別、□私宅江参り喰事等給へ、囲米取次方之働いたし候様申談、姉ハ先達而家内江罷出たる由候得共、今日迄姉家内江不参候処、右おなり原出六ツ時分計致帰家候得共、存外おなり家内こちや致縊死候段申出有之候付、早速世持・田ふさ・小横目人共差遣見届させ候得者、無相違段申出候、右ニ付而鹿末之責扱等ニ而右様之仕業可有之哉与、右おもかな并世持・田ふさ人共委ク穿鑿承候得者、責扱等一切無之段申出候、此段御届申上候以上

候以上

丑五月十八日

足  
真栄里與人 平得與人

71 覚

川平村高や赤頭  
野底にや

右川平村百姓等之儀、桴海・野底辺江所持之田地大分有之、刈收持越不申八年貢囲不能成候付、右者事、当村田ふさ職相働させ、殊右者自分賦合差越度申出候付、所中之者共稻刈収方下知方かてらに彼所江申出承り候折、存外当村之内仲筋村越間与申所ニ縊死候段、今日六ツ末時分申出有之、見届相違無之ニ付、何歎家内之者共ニ付而故障之儀共有之、右通之執行有えたる哉与相尋させ候処、家内人数ニ付而茂故障成事毛頭無之、其外疑敷儀無之難存付段申出有之候、此段御披露奉頼候以上

丑閏五月廿二日

川平目差  
神村にや  
足役脇筆者  
糸数にや

72 覚

流刑人  
永山

右者、今月廿三日六ツ時分計、漁取罷出たる由候処、夜入候迄帰家無之段抱主申出有之、早速所中之者差出、近方之海辺浦々探索させ候処、翌廿四日竿原与申所之浜江溺死ニ而寄揚候付、山ふたと申所之墓所仕立葬置申候、此段御届申上候以上

丑閏五月

白保村  
役人

73 覚

登野城村島仲や  
まつ

右者、新川村故黒島にや嫡子花城にや・登野城村故佐久本にや妻まかともい都合三人同道ニ而桴海村と牛舌疋・馬舌疋稲を持シ、当村と五六合程おり底与申所之浜迄列参りたる由御座候処、殊之外牛之儀海中江走出候付、其後と右まつ追出候処、風波荒立ち難罷帰段々難儀之体ニ而游行候段、右花城番所走来り申出有之、私共井田ふさ・世持・奉公人・百姓等携出候処、跡方相見得不申致溺死たる段申出有之、探索仕候得共見当り不申、浦々江勤番召付置候処、今日六ツ時あかり崎与申所之浜江寄揚候付、彼家内江相届させ置申候、此段御披露奉頼候以上

附牛之儀游揚候付主方江相渡置申候

川平村  
役人

丑閏五月廿六日

覚

登野城村島仲や男  
まつ

右者事、桴海村ニ自分作得之稲有之、為持越方今月廿四日罷越、同廿六日稲を牛ニ負帰村之砌、牛者川平村東表之海中江口通候村、取留方として追出、存外致溺死たる由ニ而死体持届候付、葬させ届申候、此段御届申上候以上

丑閏五月

登野城村  
役人

74 新城村四反帆船老艘、耕作筆者大浜にや加子六人乗合、昨日五ツ時

分彼元より石垣江罷登候折、黒島村西表之海ニ水舟相成、加子六人共小浜村こま崎与申所江、筋すすき小箱杯ニすかり游揚候処、右大浜者行衛相知不申段申出候付、小浜村浦々探索させ候得共、見当不申段申出候付、近方之村々江探索させ候手術罷在申候、此段御届申上候以上

丑六月廿七日

高那目差

松本にや

小浜目差

名嘉地にや

古見首里大屋子

75 覚

流人  
神谷筑登之

右者事、此程住家迎茂無之、乞喰之働ニ而渡世仕たる由御座候処、昨晩大川村大石垣山与申御嶽前道ニ至倒死候段、所中之者申出趣有之、私共井村小横目人罷出見届相違無之ニ付、真栄里村前表之磯辺江墓所築立結構葬方いたしさせ置申候、此段御届申上候以上

大川目差  
糸数筑登之 大川与人

丑八月十五日

76 覚

大川村通事や  
やま

右者事、去年四月比と病氣相煩、爾今ニ快氣不仕、其上正氣も然々無之二付、当分看病仕候折、如何様勘違ニ而候哉、今月廿日家内人数原江罷出候折、同家ニ縊死候段同日六ツ時分申出有之、私共井小横目人共立揃見届、相違無之二付、何欺家内之者共ニ付而故障成事共有之、右通之執行為有之哉与穿鑿承候得者、家内人数ニ付而茂故障成事毛頭

無之、其外疑敷儀無之難存付段申出有之ニ付、葬させ置申候、此段御  
届申上候以上

巳九月廿二日

大川村  
役人

77 覚

右者事、此程乞喰ニ而渡世仕たる由候処、作日四ツ時分石垣村浦原や  
江乞喰ニ入来、左候而不快ニ有之候間暫ク相休度申出候付、湯粥杯相  
与へ置候処、晩方ニ者相果候段彼家内之者申出趣有之、私共并村小横  
目人罷出見届候得者、相違無之ニ付、長けい申所江墓所築立結構葬  
方置申候、此段御届申上候以上

流人当  
野里

丑十月八日

石垣村  
役人

78 覚

右者事、浦田与申所ニ田地所持有之、尤右田方側表都而險阻勝有之候  
処、畦破所出来候付為普請、去月十三日差越右崩下表修補仕候砌、崖  
崩落覆付及失命させ候付、掘出葬させ置申候、此段首尾申上候以上

西表村大屋  
まつ

丑十一月

西表村  
役人

79 覚

右者、正月初比々時々正氣無之、両三日茂在家差離田島往来ニ而日暮  
当歳貳拾七  
平久保村三番与頭砂川にや男  
つりや

仕為申事候処、今月四日ニ者田方見廻与申罷出候而、田方江も罷居不  
申候付、早晚之通ニ而可有之与存候処、殊之外かわら与申所ニ繪死  
たし候段、同七日同人兄たう申出趣有之、杣山筆者宮良筑登之并所中  
小横目人共見届候得者、繪死無相違付、相葬置候段申越之趣有之事御  
座候、いヶ様子細茂有之、右式人外之仕業可有之哉与、彼親兄弟并妻  
江相尋候得共、前文之通ニ而、外ニ疑敷儀無之段、小横目人申出趣有  
之事御座候、此段御届申上候以上

寅二月

平久保村  
役人

80 覚

右者、崎山村六反帆舟之儀、御用布積入去月廿五日石垣江罷登之砌、  
天氣不宜、西表村滞留仕候処、飯料及払底候付、為積越方右舟加子共  
之内三人くり舟も乗合、今月四日崎山村罷渡飯料積入、同七日西表村  
江罷帰之洋中、浜崎与申所水舟相成式人者游揚候処、右者ハ行衛無之  
候付、近方之浦々探索仕候折、翌八日西表村之内樽海与申所之浜江死  
骸寄揚候付、葬置候段申出有之、此段御届申上候以上

当歳貳拾七

慶田城や男  
まあな

寅三月

崎山村  
役人

81 覚

右者事、素々正氣無之候者ニ而候処、七月十五日家内々為何訳も無之  
出去候付、此間探索仕候折、殊之外昨日宮良村前之海ニ致溺死居候段、  
大道や男  
いした

彼村役人方々被相違候付、罷越見届無相違ニ付葬させ置申候、此段御披露奉頼候以上

寅七月十八日

大川与人

右通申出有之候付、小横目人共問尋候得者、相違無御座候、此段御披

露申上候以上

寅七月十九日

惣横目  
平得与人  
同  
宮良与人

82 口上覚

黒島村老番与頭故山筆者国頭にや与合赤頭本底にや聲  
札歳貳拾八  
ひよりや

右者乍恐申上候、去年二月村筑勤之時、御用物平具(将カ)物為捕得離面方差越罷帰之砌、於洋中ニ俄風波荒立乗舟及水舟候由ニ而、早速跡方探索為致候得者、乗舟新城村西之干瀬ニ相沈候処、乗込人数是迄行衛相知不申、此間右者諸上納物所中預厄害ニ申事御座候間、何卒当正月々死払仕候様被仰付被下度奉存候、此旨宜様御取成奉頼候以上  
卯正月十七日  
黒島目差  
石垣筑登之  
黒島首里大屋子

83 覚

宮立や男  
さもや

右者事、此程こち病相煩時々差発居為申事候処、今朝村前之浜濕ニ致溺死候段、浦廻人申出有之候付、家内之者共問尋候へ者、夜中夜半時分下通事や出火出来致焼失候付、火消除方罷出たる由候処、兎角手

足洗方ニ付而前之浜江罷出急度持合のこち病差発たる哉、致溺死候段申出有之候、別ニ疑敷儀無之事御座候、此段御届申上候以上  
卯四月十一日  
宮良村  
役人

84 覚

当歳拾七  
小那覇や女  
こいち

右、昨日糸数前之干瀬ニ致溺死候付、死骸とまい葬置申候、此段首尾申上候以上

卯八月十六日

登野城村  
役人

85 覚

当歳三拾八  
当歳拾三  
黒島首里大屋子

右者、今月八日、山筆者西表仁屋一同くり舟おない崎与申所差越芋草取帰村之砌、大浜ひたと申所の干瀬ニ水舟相成、西表者漸泳揚、右まいつ兩人者致溺死、女子まいつ者翌々十日死骸寄揚、母まいつ事ハ近方浦々段々探索させ候得共跡方相見得不申候、此旨御届申上候以上  
上

卯九月十九日

西表目差  
宮良筑登之  
西表首里大屋子



86 覚

當歳九 平得村安里やひて嫡子  
まつ

右者事、今月朔日騎馬ニ而田方江差越候中途、ひいげな与申川原相渡候迎、洪水ニ被引流、乗馬之儀川端之木枝ニ手繩相懸候を、同村入部やつな見当牽揚置候處、右まつ儀跡方ハ見得不申段申来候付、早速家内之者共并所中立揃彼元差越探索仕候得共、洪水故思様探方不相成、到昨日ハ洪水干取候付、川筋近辺探索仕候處、右被引流候所下表面尋程之川端江致溺死候付葬させ置申候、此段御届申上候以上

巳二月四日 平得目差 大浜にや 平得与人

87 覚

鳩間村入原や 同村東大城や  
かな みやく

右者共事、田地為植付方、去月五日よりいんた江差越、此程多組を以稻植付方為相働事御座候、就而者今月朔日与頭宮古やまつ所持之田地、上原村地方之内川田与申所ニ有之、右人数か治くやいさ・にし花やまね・宮古やまつ都合五人いんた右田方江差越、其日六ツ時分迄植付仕廻候而、夫と兩人長々家内差離候付而、今日鳩間罷渡家内見廻之上、明朝いんた田元江罷渡段、右まつ江申出候付、天氣不思議候付而ハ、今日ハ頻差扣候様段々論申談候得共、何是共聞入不申、其上同人数之内か治くやいさ迄附添、都合三人くり舟と乗渡候中、於洋中ニ俄ニ風亥子之間江逢風廻に無間も水舟相成、か治くやいさ事本舟波出ニ付舟ニすかり風儘其夜といんた浜江生揚、右式人者行衛相知り不申ニ付、

其夜よりいんた詰合之人数浦々探索仕候得共見当不申段、次日世持

小浜やけや・宮古やまつ・か治くやいさ都合三人くり舟と被渡、右通申出ニ付、驚入早速耕作筆者登野城筑登之人夫したけさせ、近方之浦々猶以探索仕候得者、志人者今月四日仲宇根浜江死骸寄場□人者、同六日いんた浜江右同ニ付、彼ノ地方之内取葬礼仕させ申候、此段成行御届申上候間、御都合向宜様御披露可被下儀奉頼候以上

88 覚

山田や男 大和や男 慶田盛や男 島本や男  
まな かめい まな かな

右者共事、所持之六反帆舟鹿川村ニ作事仕候付、楷木挽廻用与、くり舟式艘乗渡作事仕、去十二月十一日くり舟二艘組ニ而乗合、六反帆舟一同同所出帆、南風見村潮懸ニ而、同十六日同所出帆いたしたる由候處、六反帆舟之儀、其日入相時分当所下着、くり舟者相届不申、嘸乗婦候哉与存当候折、同廿四日ニ者くり舟壹艘外之村西表之浜寄揚候段、浦廻人申出候付、礮与驚入右舟加子共呼寄成行問尋候得者、くり舟者四ツ時分、六反帆舟ハ九ツ時分致出帆、渡中と者風波荒立海上段々及危船、漸ク島元取着仕、くり舟者其時之風波ニ而者通船難成、水舟相成乗人数等溺死いたし候半与申出候付、此段御届申上候以上

巳正月十九日

波照間村 役人

89 覚

当歳拾五

伊原間村桃里や男  
ふくり

右者事、正氣無之片輪之様為有之生質ニ而候処、存外今月廿二日同や  
屋敷囲後表之桑木之枝致縊死候段、同日入相時分半嵩屋い、かひ与申者  
見当申出有之候付、筆者并小横目人・村頭之者見届候得者無相違候付



伊原間村  
役人

90 覚

□□村住居故与那国にや四男

伊是名仁屋

右者、昨日九ツ時分小浜村西表よなら与申所之渡中江、くり舟壹艘水  
舟相成及危難候段、原出之者共早打ニ罷来申出候付、則刻所之者共召  
寄、小浜村西表之浜江携越候得者、右舟も乗合之者兩人游行候付、く  
り舟兩艘差出上乘せ来候処、仲間村住居故大浜仁屋次男喜舎場仁屋・  
平久保村配所長間やいしと与申者ニ而、形行問尋候得者、右伊是名も  
乗合石垣江私用ニ罷渡候中途風波強舟沈させ、逢危難一同游渡候処、  
右伊是名ハ跡方不相見得段申出趣有之候付、急速ニ探索仕させ候得者  
溺死ニ而寄来候付亦い堂与申所ニ見届之上結構ニ葬させ置申候、尤喜  
舎場ハ仲間村江罷帰度申出ニ付乘渡せ、いしと事平久保村も逃走候付、  
見当次第搦捕小与座江相届候様、去々年御廻文等御差通被置候付、捕  
付小与座江付状取添相届置申候、此段御届申上候以上

□四月廿五日

小浜目差

池城仁屋

小浜与人

91 覚

蔵筆者衆

新川村故豊平仁屋次男

古見仁屋

右者事、昨日仲間村より里波照間目差次男石垣にや兩人大地江罷登之砌  
竹富村西表おらあ与申所ニ、右舟夜入時分水舟相成石垣者明方游揚届  
候処、古見者帆ニすかり為申由候処、跡方相見得不申、所中之者并糸  
満人差出、浦々迄段々探索方為致候得共、行衛相見得不申候、此段御  
届申上候以上

酉八月廿八日

破座真目差

黒島にや

破座真与人

92 覚

石垣村□□や当歳三拾四女

まわつ

右者、つんのこ新垣船加子旅妻ニ相成彼船乗合候折、今月四日大風吹  
起右船破損致溺死、同六日長崎御嶽前之浜江寄揚候付、為致葬方置申  
候、此段首尾申上候以上

戌六月

石垣村  
役人

93 覚

平得村今川や女

まふし

右者鶴之子、新垣船水主旅妻相成彼船乗合仕候折、今月四日之大風ニ  
致破船、右まふし溺死いたし、死骸者竹富村江寄揚候付、同所ニ埋葬

仕置候由、彼之親兄弟と申出之趣有之事御座候、此段首尾申上候以上  
成六月 平得村 役人

94 覚

当歳式拾八

大浜村 仲本やさかや

右者、御国人仲村渠筑登之旅妻相成、石垣前之浜木屋住居仕為申事御座候處、今日四日大風之砌波ニ被引流致溺死、死骸之儀翌五日平得村構之浦田多浜江寄揚候付、彼親兄弟ニ而葬方仕置申候、此段首尾申上候以上

戌六月十六日

大浜与人

95 覚

滞在御国人西村知念筑登之旅妻大浜村上里や 当歳式拾七 こや

右者、今日九ツ時分、夫知念筑登之一同真栄里村後表道筋ニ逢雷相果候段、平得村之者と承り筆者并世持・小横目人共差遣為見届候處、髪并衣装焼失身体爛相果候段申出候付、彼之親兄弟ニ而葬方為致置申候、尤知念事、右目并頤両所江疵付相草臥居候付、真栄里村江引越同所滞在御国人共養生仕候段、是又申出候、此段御届申上候以上

亥六月十日

大浜村 役人

96 覚

白保村大道や当歳拾九 いしと

右者、東飯屋普請方江下道人トソ、今月廿五日寄達候處、同廿七日入

相時分米壹俵負通登、登野城村故坡座真目差湧川筑登之親雲上東之筋ニ倒掛候を、通路之人々見当り段々看病仕候處、養生不相叶不慮相果候間、此段御届申上候以上

亥十一月

白保村 役人

97 覚

竹富村慶田盛や当歳三拾七男 あかまれ

右者事、上原村ニ自分仕繰之稲有之、為積越方今月十六日くり舟と老人乗りを以彼之村罷渡、右稲式十九程積入、又候当時真栄里やまふさ・与那城やかまた兩人茂右同断積入、同十九日一同類舟を以、小浜村迄罷渡、一宿ニ而次廿日竹富村江罷渡候得者、朝ハ八ツ時分迄風波荒立海上難成候處、漸々静相成候付、右あかまれと互ニ出帆仕候段有之候付、まさふ・かまた兩人者、此通之風波ニ而者弥其上日も暮、渡海無心元事候間、今日者差扣明日罷渡可然哉与申談候處、不聞入七ツ未時分あかまれくり舟者出帆、まちやんさふりニ走並折、風雨猛敷吹起、通舟之程無覚束段、次廿一日当所罷渡申出候付、疑敷与存早速探せん差立、西方之浦々見届させ候得共、嘉弥真東表之浜辺ニ束稲壹丸程寄揚、其外舟道具類逆も不審成者見当不申段申出有之事御座候、此段御届申上候以上

附上原村大升や女まなさと申者も、右あかまれくり舟と便乗之由申出有之申候

子七月廿五日

竹富村 役人

98 西表村上龜や女まなざ事、本生上原村頭や之者、去正月由緒を便り

正頭差寄居申事御座候処、用事有之当所江罷登度含之由ニ而、竹富村  
くり舟上原村罷渡婦便之折、右舟江乗合、去十九日彼元出舟、小浜村  
渡着、次廿日同所より出舟まちなさふり乗得候折、急渡風雨猛敷吹紛、  
通舟之程無覚束段、小浜村之者共申出候付、早速構舟相立彼之辺之浦  
々探索仕させ候得共、死体迎見当不申段、首尾有之事御座候間、此節  
御用布賦り召除候様被仰付被下度奉存候、此旨宜様御取成奉頼候以  
上

子七月

西表村  
役人

今月廿四日、小浜村やまし与申所之浜ニ溺死之様女人之死体吉人寄  
揚候段、村小横目人申出見届させ候得者、無相違ニ付、墓所相仕立堅  
固葬させ置候段、村詰之筆者申越有之申候、此段首尾申上候以上

子七月

小浜村  
役人

99 覚

但病身体之者

竹富村前泊や男  
かな

右者昨夜五ツ時分計川平村けは港江人鳴声有之由、所中走寄候付、探  
索為致候得者、見当不申、仲筋村之者川平江参候者も有之候哉与、早  
打を以問させ候処、右かな為口持方仲筋村石嶺や参居、夜々者多々川  
平村江参候者ニ而候処、宿ニ罷居不申由候付疑敷存、猶又探索させ候  
得共見当不申、今朝相探させ候処、港内ニ有之候もく離与申岩之側、溺

死之段有之候付、筆者并世持・小横目人共見届させ候得者、衣迦シ帯  
ニ而からけ手結付死居候段有之、兎角港渡舟無之游渡候迎、右式致輕  
我候ニ而も可有之哉与奉存候、右ニ付死骸者仲筋村後間与申所ニ結構  
葬させ置申候、此段御届申上候以上

寅八月十日

川平村  
役人